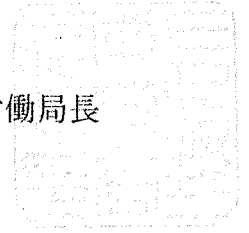


各団体の長 殿

厚生労働省長野労働局長



令和2年長野県最低賃金の改正について（周知依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県最低賃金は、令和2年10月1日（木）から時間額849円に改正されます（令和2年9月30日までは時間額848円）。この最低賃金は、最低賃金法により長野県内で働くすべての労働者に適用されるものであり、罰則規定も設けられております。

つきましては、最低賃金法の趣旨を御理解いただくとともに、周知用ポスター及びリーフレット等を同封いたしますので、掲示及び配置等、長野県最低賃金の周知に特段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

※チラシ類に不足が生じた場合は、長野労働局ホームページから適宜印刷が可能です。

※お問合せ先

最低賃金制度関係	労働基準部賃金室	〒380-8572 長野市中御所 1-22-1 ☎026-223-0555 Fax026-223-0591	担当 大日方、藤川
業務改善助成金	雇用環境・均等室	☎026-223-0560	担当 水島、徳永

文書発出元 長野労働局労働基準部 賃金室